測量法

1.案内情報

手 続 名 :測量士又は測量士補の登録

手 続 名 手 続 根 拠 :測量法第49条、同施行令第10条、11条、12条、15条

手続対象者 : 測量士又は測量士補となる資格を有する者 : 測量士又は測量士補の登録を申請するとき 提出時期

: 測量士・測量士補登録申請書を作成し、登録手数料を収入印紙によ 提出方法

り申請書に貼付し国土地理院総務課へ提出して下さい

手 数 料 : 有り

添付書類・部数 : 卒業証明書等・1部

申請書様式 :(社)日本測量協会にて販売

記載要領・記載例 :申請書様式に添付又は提出先の総務部総務課試験登録係へお問い合

わせ下さい

2.窓口情報

提出先 : 総務部総務課試験登録係0298-64-4151,4265

受付時間 : 8時30分から17時 相談窓口 :総務部総務課試験登録係

3.手続情報

: 測量法第50条、51条、同施行規則第8条 審査基準

:50日間 ただし、登録申請時期(試験合格者の発表後等)によっ 標準処理時間

ては事務処理期間が前後する場合があります

不服申立方法 :(行政不服審査法の規定による)